

2 指導対象となる児童



(1) 通常の学級に在籍している児童

(2) 発音に誤りがあるため、読んだり話したり数えたりするときに、本人が言いづらさや伝わりづらさを感じている児童（構音障害児童）

(3) 読んだり話をしたりするときに、ことばが滑らかに出てこないために困っている（いやだな、恥ずかしいな等）児童（吃音症状『どもり』のある児童）

(4) 聞こえづらさがあり、補聴器や人工内耳を使用しても通常の会話をすることに困難があり、おおむね通常の学級での学習に参加できる児童（軽・中度難聴児）

※ ①児童が集中できる授業中に指導を行います。

②ことばの教室に通って指導を受ける時間は、自分のクラスの授業を受けずに、一人ひとりの課題にあった学習を行います。

③高萩小のことばの教室で児童と保護者と教師の3人で授業を行います。

※以上のような指導を受けるために、在籍する学校の学級の授業を遅刻したり早退したり途中で抜けたりしても、以下の法律により遅刻早退等にはなりません。

【法的根拠】

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第百四十一条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。